「通勤労災」きちんと申請していますか？

経営を守る「通勤労災」の基礎知識

会社に通勤中、事故や不注意等でケガをしてしまったら「通勤労災」となります。労働者災害補償保険法（労災保険法）に基づいて申請すれば保険給付を受けることができます。

しかし、「通勤労災となかなか認定されないのでは。」「通勤労災は申請が複雑と聞いた。」「次年度から労災保険料が上がるから申請しづらい。」などの理由から給付申請をためらう方もあるようです。

ここでは、申請を行うにあたっての一助となるよう、「通勤労災」の基礎知識を紹介します。

●「通勤労災」とは何か

通勤災害は「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡」とされ、この場合の「通勤」とは、「労働者が就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。」と定められています。

ここでポイントとなるのは、**「合理的な経路」**というものです。

通勤災害が「なかなか認定されないもの」と思われているのは、この「合理的な経路」と認められないケースがあることから来ています。

●「合理的な経路」の例

Q　帰宅途中、日用品の購入のためにスーパーに立ち寄り、購入後にいつもの帰り道でケガをした。

A　スーパーに立ち寄るということは、通勤と関連のない行為となります。

しかし、その後に通常の通勤経路に戻った場合には、通勤として取り扱われます。

これはスーパーで日用品を買うという行為が、「日常生活上必要な行為」であり「最小限度のもの」であるとされるからです。

ちなみにスーパーの中で転んだ場合には「通勤労災」とはなりません。

Q　得意先での商談後、顧客と居酒屋で食事をし、帰る途中にケガをした。

A　商談後にそのまま帰路についたのであれば、通勤上の災害とみることができます。

しかし、居酒屋で食事をした行為は先に挙げた「日常生活上必要な行為」「最小限度のもの」に該当しないため、「通勤労災」とは認められません。

Q　終業後、デートの待ち合わせ場所に急いで向かおうとしたが、会社の玄関を出たところでケガをした。

A　デートの待ち合わせ場所に向かうという行為は通勤と関連のない行為なので、「通勤労災」とならないように見えますが、「会社の玄関を出たところ」は「通常の通勤経路上」なので、「通勤労災」と認められます。

個人の意志を加味するのではなく、被災者の行為を外形的にとらえて判断されるためです。

ちなみに「通常の通勤経路上」を外れた瞬間からこの場合は「通勤労災」とはなりません。

Q　入院中の子供の看護のために１ヶ月寝泊まりしている病院から通勤中にケガをした。

A　病院は通常「住居」ではありませんが、入院中の子の看護のため親が病院に寝泊まりすることは社会慣習上通常行われることで、しかも長期間継続して寝泊りしていた事実があることから、今回の病院は、就業のための拠点としての性格を有する「住居」と認められ、「通勤労災」となります。

以上は例の一部ですが、

①　日常生活上必要
②　最小限度
③　通常の通勤経路
④　社会慣習上通常

がポイントで、それぞれのケースで判断されます。

●通勤労災申請手続き

まずは、個々の事例について「通勤労災」にあたるかどうかを監督署等で確認して下さい。

次に給付の申請ですが、基本的には業務災害の場合の様式と似た書類を使って申請します。

用紙の左上に「通勤災害用」の記載がある書類となりますが、業務災害の場合と異なる点としては、住居と就業の場所との間の地図を記載する欄があるところです。

それではなぜ、「通勤労災は申請が複雑と聞いた。」というようなことがあるのでしょうか？

それは、「通勤労災」はその多くが交通事故のような「第三者行為災害」であり、この場合は別に提出資料が必要となるからです。

●第三者行為災害

「第三者行為災害」とは、事故が第三者の行為によって生じたものであって、被災労働者または遺族に対して、第三者に損害賠償の義務があるものをいいます。

第三者行為災害に該当する場合には、

この問題に関心のある経営者の方にも、この「経営レポート」（無料）をご紹介下さい。

① 損害賠償請求権
② 労災給付請求権

を、取得することになりますが、同一の事由について両者から重複して損害のてん補を受けることとなれば、実際の損害額より多くの支払いを受けることとなり不合理な結果となります。

そこで、このようなことがないように、民事損害賠償と労災保険の給付の間で支給調整が行われるのですが、労災の給付を申請する際に「第三者行為災害届」と添付種類を提出しなければならなくなります。

これが「通勤労災は申請が複雑と聞いた。」といわれる所以です。

添付書類には
★交通事故証明書または交通事故発生届　★念書
★示談書の謄本　★自賠責保険等の損害賠償金等支払証明書または保険金支払通知書　★死体検案書または死亡診断書　★戸籍謄本

等がケースに応じて必要となります。

●自賠責と労災給付

Q　交通事故にあった場合、自賠責と労災保険のどちらを先に請求するか。

A　自賠責保険の場合には、損害賠償額の支払いが事実上速やかに行われ、また、その査定内容には労災保険では支払われないものもあるため、

① 原則として自賠責保険等の支払を先に行う。
② 被災労働者が労災保険の給付を希望した場合には、労災給付を先に行う。

こととされています。

ちなみに被害者 1 名あたりの保険金は下表の通りです。

区分	内容	給付	保険金
傷害の場合	傷害による損害	治療関係費・休業損害・慰謝料等	最高 120 万円まで
	後遺障害による損害	逸失利益・慰謝料等	第 14 級 75 万円から第 1 級 4000 万円まで
死亡の場合	死亡による損害	葬儀費・慰謝料・逸失利益	最高 3000 万円まで
	死亡に至るまでの傷害による損害	治療関係実費・休業損害・慰謝料等	最高 120 万円まで

●労災保険料は上がるか

国が支給した労災の保険給付額の比率に応じて、一定の範囲内で労災保険率が上下する事を「労災保険のメリット制」といいます。

メリット制を採用されている場合、労災給付の申請によって年度の保険料が変わるため、なるべくならば労災給付申請はしたくないというのが本音だと思います。

しかし、**「通勤労災」に関する保険給付はメリット制の算定対象外**ですので、この心配は無用となります。

●「通勤労災」が起こったら

「通勤労災」が発生してしまった場合、次のように対処しましょう。

① 交通事故等の第三者がいる場合は、警察にすぐに通報する。
② 第三者がいる場合は、その者の連絡先等をきちんと把握する。
③ 被災者は病院へ行き、診察時に通勤労災であることを医師に告げる。
④ 監督署等に事故のケースについて説明し、当該事故が労災にあたるか判断してもらう。
⑤ 病院もしくは監督署に給付に必要な書類を提出する。

労災事故は、思いがけないタイミングで発生し、保険給付をするにはいくつかの書類が必要となるため、敬遠してしまいそうになります。

しかし、**労災を隠して健康保険等を利用することは犯罪**であり、後々に煩雑な手続きが必要となります。

会社の経営を守るためにも、該当しそうなケースがあった場合は、私達、合同経営までご相談下さい。